

⑬ 厚生科学

厚生労働省の科学技術政策

概要

厚生労働省の科学技術政策の概要

科学技術研究推進の基本的考え方

健康安全の確保

- (1) 新興・再興感染症対策等の充実
- (2) 食の安全の確保
- (3) 健康危機管理対策の充実
- (4) 医療等の安全の確保

先端医療の実現

- (1) 先端医療実現のための基盤技術の開発
- (2) 臨床研究（治験）基盤の整備の推進

健康安心の推進（健康寿命の延伸）

- (1) 生活習慣病対策とこころの健康の推進
- (2) がん予防・診断・治療法の開発
- (3) 生涯を通じた女性の健康の向上・次世代育成
- (4) 介護予防の推進
- (5) 免疫・アレルギー疾患の克服
- (6) 障害・難病等のQOL向上

社会的な状況

少子高齢社会の進展

国民の悩み・不安・要望

- ・老後の生活設計
- ・健康
- ・医療・年金等の社会保障制度改革

ライフサイエンス研究を重点化

科学技術をめぐる状況

1. 生命科学の進展

- 本格的ポストゲノム時代の到来
- ヒト幹細胞の研究の進展

2. 行政の取り組みの進展

- 第3期科学技術基本計画
- 新健康フロンティア戦略
- 対がん10か年総合戦略、障害者基本計画
- 健康日本21、健康増進法

安全・安心で質の高い健康生活を実現

推進方策

1. 研究体制

- 成果契約型事業（戦略型研究）の導入等、効率的・効果的研究手法の開発
- 公募や適切な研究評価による開かれた研究体制の確保
- 政策医療ネットワークなど公私の医療機関・医師等との連携

2. 研究機関の整備と効果的運営

- 中核となる拠点を整備し、大型の実験施設の活用等、研究機関の連携を推進（ゲノムの大規模解析、タンパク質の大規模解析、ES細胞の樹立、研究用資源の確保、臨床研究データマネジメント）

3. 人材養成

- 研究に必要な人材、医工学連携分野、臨床研究コーディネーター、生命倫理分野の専門家
- 疫学、統計学の専門家等を支える専門家の育成
- 研究評価の担当者、若手研究者、研究指導者

4. 産学官連携と技術移転

- 技術移転機関（TLO）の設置
- 研究成果物の機関帰属への転換及び報奨金規程の整備
- 研究成果データベースの整備

ヒトゲノム・遺伝子解析研究の適正な実施

概要

ヒトゲノム・遺伝子解析研究の適正な実施

ヒトの遺伝情報を解析して行う医学研究については、病気の発生原因や疾病メカニズムの解明、個人の体質の違いを反映した診断・治療・予防（いわゆるテーラーメイド医療）やゲノム情報に基づく医薬品の開発（いわゆるゲノム創薬）につながるものとして期待されている。一方で、このような研究の過程で得られた遺伝情報は、提供者及びその血縁者の遺伝的素因を明らかにし、その取扱いは、様々な倫理的、法的又は社会的問題を招く可能性があるという側面があり、人間の尊厳及び人権を尊重しつつ、適正に研究が実施される必要がある。

そこで、ヒトゲノム・遺伝子解析研究の適正な実施を図るため、研究者が遵守すべき指針として、平成13年4月、厚生労働省・文部科学省・経済産業省の3省は「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」（平成13年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号）を共同で策定、施行した。また、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）の円滑な実施や研究の進展などに対応するため、平成16年12月に厚生労働省は、文部科学省及び経済産業省と協力して、同法に規定されている個人情報の保護のための措置を原則としてすべて盛り込むなど、個人情報保護の観点から指針を改正した（平成16年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号）。

指針においては、研究の実施にあたっては原則インフォームド・コンセントを得ること、研究を行う機関は倫理審査委員会を設置し、同委員会において研究計画の事前審査及び承認を行うこと、試料などの原則匿名化や個人情報管理者の設置など遺伝情報を含む個人情報の保護を徹底すること、外部の有識者による実地調査などにより研究の透明性を確保すること、遺伝カウンセリングの実施など遺伝性疾患に配慮することなどを規定し、ヒトゲノム・遺伝子解析研究に携わるすべての研究者等の関係者に遵守を求めている。